

判決年月日	平成30年1月15日	担当部	知的財産高等裁判所 第4部
事件番号	平成29年(ネ)10076号		
○ 営業秘密に係る情報の使用又は開示の差止め等を求める訴えの準拠法は、通則法17条により、「不法行為によって生ずる債権の成立及び効力」として、「加害行為の結果が発生した地の法」である。 ○ 日本法人が保有していた情報の使用又は開示が日本国内において行われた場合、情報の使用及び開示の差止め等の請求は、結果発生地である日本法が準拠法になる。 ○ 不競法2条1項8号所定の「重大な過失」とは、取引上要求される注意義務を尽くせば、容易に不正開示行為等が判明するにもかかわらず、その義務に違反する場合をいう。			

(関連条文) 不正競争防止法2条1項8号, 3条1項, 2項, 通則法17条

判 決 要 旨

本件は、控訴人が、文書に掲載された原告製品に関する情報（本件情報）を取得した上、別件訴訟等においてその文書を証拠提出した被控訴人の行為は、控訴人の営業秘密である本件情報につき、不正開示行為であること若しくは同行為が介在したこと（不正開示行為等）を重大な過失により知らないで取得し、使用するなどしたものである旨主張して、被控訴人に対し、本件情報の使用及び開示の差止め等を求めた事案である。

原判決は、被控訴人が文書を取得した時点で、不正開示行為等を疑うべき状況にあったと認めることはできず、被控訴人に重大な過失は認められないとして、控訴人の請求を棄却したため、控訴人がこれを不服として控訴した。

本判決は、概要以下のとおり、準拠法は日本法であると判断した上、被控訴人に重大な過失は認められないとして、本件控訴を棄却した。

営業秘密に係る情報の使用又は開示の差止め等を求める訴えは違法行為に対する民事上の救済の一環にほかならないから、法律関係の性質は不法行為であり、その準拠法は、通商法17条により「加害行為の結果が発生した地の法」による。控訴人が我が国に本店所在地を有する日本法人であり、当該情報の使用又は開示が日本国内において行われた場合、行為の結果が発生した地は日本と解すべきであり、日本法を準拠法とすべきである。

不競法2条1項8号所定の「重大な過失」とは、取引上要求される注意義務を尽くせば、容易に不正開示行為等が判明するにもかかわらず、その義務に違反する場合をいうものと解すべきである。被控訴人が、本件情報の記載された文書を取得するに当たって、文書の内容がそれを被控訴人が自社の製品に取り入れるなどした場合に控訴人に深刻な不利益を生じさせるようなものであれば、取引上要求される注意義務が発生することを根拠付ける要素の1つとなり得るのに対し、文書が通常の営業活動の中で取得されたものであることは、かかる注意義務の発生を妨げる事実該当する。

文書の内容がそれを被控訴人が自社の製品に取り入れるなどした場合に控訴人に深刻な

不利益を生じさせるようなものとは認められないこと，文書が通常の営業活動の中で取得されたものであること等の本件の事実関係の下では，被控訴人において，文書の取得に当たって，不正開示行為等であることについて重大な疑念を抱いて調査確認すべきとの取引上要求される注意義務があったとまではいえない。